

「カードローン取引規定」新旧対照表

(申込日が2014年10月23日以降のお客さまの新旧対照表です。)

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>第1条（本契約の申込みおよび成立）</p> <p>1.お客さまは、(1)当社所定のウェブサイトの申込画面に所定の事項を入力し当社に送信する方法、または(2)「オリックス銀行カードローン事前審査申込書（兼カードローン利用申込書、保証委託申込書）」に所定の事項を記載し署名・捺印のうえ当社に送付する方法により、本契約を申し込みます。</p> <p>なお、お客さまは、本契約の申込みにあたり、当社が指定する本人特定事項等の確認書類その他必要書類を提出します。</p> <p>2～3（省略）</p>	<p>第1条（本契約の申込みおよび成立）</p> <p>1.お客さまは、(1)当社所定のウェブサイトの申込画面に所定の事項を入力し当社に送信する方法、または(2)「オリックス銀行カードローン事前審査申込書（兼カードローン利用申込書、保証委託申込書）」もしくは<u>「オリックス銀行カードローン契約書（兼カードローン契約書、保証委託契約書）」</u>に所定の事項を記載し署名・捺印のうえ当社に送付する方法により、本契約を申し込みます。なお、お客さまは、本契約の申込みにあたり、当社が指定する本人特定事項等の確認書類その他必要書類を提出します。</p> <p>2～3（省略）</p>
<p>第2条（保証会社および保証委託申込みの取次ぎ）</p> <p>1～4（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第2条（保証会社および保証委託申込みの取次ぎ）</p> <p>1～4（省略）</p> <p>5.<u>前4項の規定は、2014年10月23日以降に本契約を申し込んだお客さまに限り適用します。</u></p>

旧	新
<p>第 14 条 (約定返済)</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>3.各約定返済日においてお客さまが当社に対して支払うべき返済額 (以下「約定返済額」といいます。) は、当社所定の残高スライドリボルビング方式により、当該各約定返済日の 14 日前の午前 3 時時点 (以下「約定返済額決定基準時」といいます。) における借入元本に応じて決定される下表の金額とします。</p> <p><下表></p> <p>(新設)</p> <p>4. (省略)</p>	<p>第 14 条 (約定返済)</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>3.各約定返済日においてお客さまが当社に対して支払うべき返済額 (以下「約定返済額」といいます。) は、当社所定の残高スライドリボルビング方式により、当該各約定返済日の 14 日前の午前 3 時時点 (以下「約定返済額決定基準時」といいます。) における借入元本に応じて決定される下表の金額とします。</p> <p><u>なお、お客さまに適用される返済パターンは、次の各号のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 2020 年 3 月 23 日までに本契約を申し込まれたお客さまには A パターンが適用されます。</u></p> <p><u>(2) 2020 年 3 月 24 日以降に本契約を申し込まれたお客さまには B パターンが適用されます。</u></p> <p><下表><u>B パターン表示</u></p> <p><u>4.前項にかかわらず、お客さまが当社所定の方法による返済パターン変更の申込みを行い、当社が承諾した場合には、変更後の返済パターンが適用されます。この場合、当社はお客さまに対して変更後の返済パターンおよび返済パターン変更の適用日を当社所定の方法により通知するものとします。</u></p> <p><u>5. (省略)</u></p>

旧	新
<p>第 29 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>3.前 2 項の届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出します。</p> <p>(新設)</p> <p>4.前 3 項の届出前に生じた損害については、当社はいかなる責任も負いません。</p>	<p>第 29 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>3.<u>お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、前 2 項と同様に当社に届け出します。</u></p> <p>4.<u>前 3 項の届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出します。</u></p> <p>5.<u>前 4 項の届出前に生じた損害については、</u>当社はいかなる責任も負いません。</p>
<p>第 36 条 (本規定の改定)</p> <p>1.当社は、本規定に別途定める場合を除き、変更内容および変更日を当社ウェブサイトへの表示その他相当の方法で公表することにより、本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更することができます。</p> <p>2.前項の変更日以降に本取引を行ったお客さまは、かかる変更に了承したものとして取り扱います。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第 36 条 (本規定の改定)</p> <p>1.当社は、本規定に別途定める場合を除き、<u>本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件について、変更する旨、変更内容および変更の適用開始日を当社ウェブサイトへの表示その他相当の方法で公表することにより、本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更することができます。</u></p> <p>2.前項の<u>変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>3 (省略)</p>